

【前回提示】 (仮称) 流山市こども計画 (たたき台)

基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

基本理念

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもにやさしいまちづくりを実現し
こどもの権利を保障するための取組を進めます

○こどもの権利を保障する5つの基本理念である

- ・生命・生存・発達の保障
- ・こどもの最善の利益の優先考慮
- ・こどもの意見表明権の確保
- ・差別の禁止
- ・一人の人間としての権利の主体であることの尊重を掲げ、こども・子育て施策の取組を推進します。

施策の方向性・基本目標

* 各種調査結果からみえてきた本市を取り巻く環境の変化や課題を分析、検証し、施策の方向性を明らかにするとともに、こども大綱及び各種指針等を踏まえ、今後、基本目標の項目を検討します。

(仮称) 流山市こども計画 (たたき台)

基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

基本理念

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもの権利を保障するための取組を進め
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します

すべてのこどもは、生まれながらにして、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。こどもが心豊かで健やかに成長していくために欠くことができない大切なものとして、こどもの権利が保障される必要があります。

こどもの権利を保障する5つの基本理念である

- ・生命・生存・発達の保障
- ・こどもの最善の利益の優先考慮
- ・こどもの意見表明権の確保
- ・差別の禁止
- ・一人の人間としての権利の主体であることの尊重

を大人が理解し、こどももこうした権利があることを知り、こども・若者が主体的に自分の考えや思いを表現していくことで、自立した個人として成長することができ、さらに、自分の権利が守られることで、こどもも大人も違いや個性を認め合い、すべての人の権利を尊重することの大切さを理解できるようになり、こども・若者の育ちや学びを保障し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになります。

流山市では、すべてのこどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、こどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるよう、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子育てにやさしいまちづくりを進めてきましたが、児童虐待や不登校児童数、いじめの認知件数の増加など、こどもを取り巻く環境が複雑多様化し、こどもの権利が脅かされる現象が続くような状況になっています。

こうした状況も踏まえ、こども基本法に基づく本こども計画を策定し、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え こどもの権利を保障するための取組を進め こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指します。

(仮称) 流山市こども計画の骨子(案)

こども大綱の基本的な方針・施策の重要事項

■こども大綱(令和5年12月閣議決定)

[こども施策に関する基本的な方針]

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

[こども施策に関する重要事項]

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

各種調査結果等から見られる現時点での課題

- こどもの権利の普及啓発
 - こどもの権利に関する認知度が低いため、普及啓発活動が必要。
- こどもの居場所
 - こどもの希望を踏まえたこどもの居場所づくりが必要。(公園環境設定、室内でいつでも遊べる施設等)
 - 長期休暇時の預かりや放課後のこどもの居場所を求める保護者が多いため、こどもの居場所の取組が必要。
- 相談支援
 - 相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高いため、寄り添い型の対応や相談体制の充実を図る取組が必要。
- 子育て支援サービス
 - 子育て世帯の増加により、一時預かり施設や子育てひろば、病児保育などの子育て環境の充実が必要。
- 経済的支援
 - 保護者が求める重要だと思える支援等において、こどもの就学に係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要。
- 幼児教育・保育の質の確保
 - 不適切な保育、小1プロブレムなどの課題に適切に対応するため、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要。
- 若者支援
 - 若者が悩んでいることは、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」が多く挙げられており、若者の抱える状況や課題はさまざまであるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要。
- 地域でこどもを支える
 - ひとりで食えることが多いこどもは、生活の満足度や自己肯定感が低い傾向にあるため、地域全体で支える仕組みづくりが必要。

(仮称) 流山市こども計画の骨子 (案)

基本目標・施策の方向性 (案)

- こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援
 - ・こどもの権利に関する理解促進
 - ・こどもの意見表明・参加の促進
 - ・こどもの居場所づくり
 - ・こどもの権利侵害の防止 など
- こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化
 - ・妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
 - ・経済的支援の充実
 - ・生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化
 - ・こどもの発達・成長に応じた支援 など
- こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実
 - ・乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実
 - ・幼児教育・保育の質の向上
 - ・質の高い学校教育の充実 など
- すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援
 - ・すべてのこども・若者の健やかな育成支援
 - ・生きづらさを抱えた若者の支援 など
- こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり
 - ・地域におけるこども・子育て支援活動の推進
 - ・安心・安全なまちづくりの推進
 - ・子育てと仕事の両立の推進
 - ・子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 など
- こどもの権利を守る仕組みづくり
 - ・こども・子育て施策に関する評価・検証 など

(参考) 現行計画の基本目標・主要課題

【基本目標1】子育てを支援する地域づくり

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 経済的支援の充実

【基本目標2】子どもと保護者の健康づくり

- (1) 子どもや保護者の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児救急医療の充実

【基本目標3】子どもが健やかに成長できる環境づくり

- (1) 子どもの人権の擁護
- (2) 次代の親の育成
- (3) 教育環境の充実
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 地域活動の充実
- (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【基本目標4】子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- (1) 安全なまちづくりの推進
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【基本目標5】男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- (1) 多様な働き方のできる環境の整備
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 保育サービスの充実と多様化

【基本目標6】保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進